

匝瑳市教育機関の施設の使用料に関する規則の改正案

改正後		改正前	
<b>【減額】</b>		<b>【減額】</b>	
施設名	減額の基準（減額率は50%）	施設名	減額の基準（減額率は50%）
公民館	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 匝瑳市の区域外（以下「市外」という。）の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合	公民館	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 匝瑳市の区域外（以下「市外」という。）の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
のさか図書館	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合	のさか図書館	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
生涯学習センター	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合	生涯学習センター	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
八日市場ドーム	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及び市内居住の高等学校の生徒が利用する場合  ※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日という。以下同じ。）の午前9時から午後6時までに市内に居住する者が利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合に限る。）  ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。	八日市場ドーム	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及び市内居住の高等学校の生徒が利用する場合  ※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日という。以下同じ。）の午前9時から午後6時までに市内に居住する者が利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合に限る。）  ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。

【減額】(つづき)

施設名	減額の基準 (減額率は50%)
ふれあいスポーツランド	<p>1 市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合</p> <p>2 <u>市内</u>の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体(所属団体を含む。)がその目的を達成するために利用する場合</p> <p>3 <u>市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及び市内居住の高等学校の生徒が利用する場合</u></p> <p>4 <u>アリーナ及び文化ホールを平日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日)をいう。以下同じ。)の午前9時から午後6時までに市内に居住する者が利用する場合(入場料その他これに類する料金を徴収しない場合に限る。)</u></p> <p>※ アリーナの面積の2分の1を使用する場合</p> <p>※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。</p>
市営グラウンド	市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合
野手浜総合グラウンド	市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合
パークゴルフそうさ	市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合

【減額】(つづき)

施設名	減額の基準 (減額率は50%)
ふれあいスポーツランド	<p>1 市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合</p> <p>2 <u>市外</u>の教育関係団体又は社会福祉関係団体(所属団体を含む。)がその目的を達成するために利用する場合</p> <p>※ アリーナの面積の2分の1を使用する場合</p> <p>※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。</p>
市営グラウンド	市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合
野手浜総合グラウンド	市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合
パークゴルフそうさ	市(市の機関を含む。)以外の官公署が利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
公民館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
のさか図書館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
生涯学習センター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
公民館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体 _____ がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
のさか図書館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体 _____ がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
生涯学習センター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の各種団体が非営利の目的で主催する行事等に利用する場合 4 市内の教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】(つづき)

施設名	免除の基準
八日市場ドーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市(市の機関を含む。)が利用する場合</li> <li>2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合</li> <li>3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校(以下「学校等」という。)の____児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合</li> <li>4 市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</li> <li>5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合</li> </ol> <p>※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合</p> <p>※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。</p>
ふれあいスポーツランド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市(市の機関を含む。)が利用する場合</li> <li>2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合</li> <li>3 <u>市内の学校等の児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合</u></li> <li>4 <u>市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</u></li> <li>5 <u>アリーナ及び文化ホールを平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合</u></li> <li>6 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合</li> </ol>

【免除】(つづき)

施設名	免除の基準
八日市場ドーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市(市の機関を含む。)が利用する場合</li> <li>2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合</li> <li>3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校(以下「学校等」という。)の<u>園児、児童</u>又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合</li> <li>4 市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</li> <li>5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合</li> </ol> <p>※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合</p> <p>※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。</p>
ふれあいスポーツランド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市(市の機関を含む。)が利用する場合</li> <li>2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合</li> <li>3 <u>市内の社会教育関係団体、社会福祉関係団体その他の教育文化活動を行う団体がその目的を達成するために利用する場合</u></li> <li>4 <u>市内の各種団体が非営利の目的で主催する行事に使用する場合</u></li> <li>5 <u>市民10人以上で構成される団体が非営利の目的で行事を行う場合</u></li> <li>6 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合</li> </ol>

【免除】(つづき)

施設名	免除の基準
市営グラウンド	1 市(市の機関を含む。)が利用する場合 2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
野手浜総合グラウンド	1 市(市の機関を含む。)が利用する場合 2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
パークゴルフそうさ	1 市(市の機関を含む。)が利用する場合 2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】(つづき)

施設名	免除の基準
市営グラウンド	1 市(市の機関を含む。)が利用する場合 2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
野手浜総合グラウンド	1 市(市の機関を含む。)が利用する場合 2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 <u>市民10人以上で構成される団体が非営利の目的で行事を行う場合</u> 6 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
パークゴルフそうさ	1 市(市の機関を含む。)が利用する場合 2 市(市の機関を含む。)が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合